

副会長報告



日本弁理士会副会長 峯 唯 夫

今年の会務目標は「多様で質の高い弁理士業務の実現を目指す」。その中で私の担当は、広報、知的財産戦略会議、弁理士業務推進委員会、意匠委員会、著作権委員会、民間調査機関設立検討委員会そしてU-45委員会です。また、私の個人的なテーマは「楽しいビジネスとしての弁理士業の構築」です。以下、私の担当している会務について語ります。

1. 広報

(1) 取材ラッシュ

政府の知財重視政策、会長が知的財産戦略会議のメンバー（会の代表ではなく個人として）であったことなどが重なり、4月から取材が相次ぎ、未だにその勢いは衰えていません。会長への主な取材テーマは、知財戦略への弁理士会の取り組みです。JAPAN TIMES からも取材を受け、大きな顔写真も載りました。また、JAPAN TIMES には発明の日の協賛広告を出しましたが、松尾副会長のデザインです。

「月刊・ビジネス法務」と「日経産業新聞」に連載記事を提供しています。

(2) プロの力

広報の充実は今年の重点項目です。今年は、「広報のプロ」に弁理士会の広報をデザインしてもらおうと考え、すでにコンセプトの提示を受けています。弁理士会の広報を通じて弁理士（の仕事）を知ってもらう、ということです。

小泉さんの知財戦略で盛り上がった社会状況は知財を世間に広めるチャンスです。この機会を捉えて「弁理士」の認知に力を入れたいと思っています。そのことが、弁理士業務の発展に期するものと確信

しています。

2. 知的財産戦略会議

今年度のテーマの一つが「知的財産立国への貢献」であり、この委員会はその根幹となるものです。現在、知財戦略に掲げられた項目から早期に検討すべき事項を抽出して、鋭意検討しています。

検討の視点は、各項目の具体化に際して弁理士会として意見を提出する必要があるか、各項目の事業の推進に当たり弁理士（会）はどのような形で協力できるのか、協力するためには弁理士会としてどのような行動をする必要があるか、その事業は弁理士の業務としてどのように取り込むことができるか、ということなのです。

私としては、「知財戦略」を弁理士業務拡大の契機にしたいと考えています。

3. 弁理士業務推進委員会

この委員会は、昨年度の「新規業務推進委員会」と「ライセンス委員会」とを統合したものです。なぜ統合したか。それはこの委員会を弁理士業務拡大の起爆剤にしたかったためです。そのためには「新規業務」という視点から見ていたのでは無理があると感じたこと、そして契約は従来の弁理士業務と拡大された「新規業務」を橋渡しするものと考えたこと、にあります。

弁理士法改正の基礎データを集めた「中小企業等アンケート委員会」、改正後に手引きを作った「新規業務検討委員会」の委員長を務めた私として、今年は総括の年として、新規業務の普及、言い換えると従来の弁理士業務の外縁を拡張する形で「新規業務」

を取り込んでいくことを重点に考えています。新規業務の取り込みとは一言で言うと、「代理人から出願代理もできるコンサルタントへ」だと思えます。将来に亘り弁理士が いい仕事 であるために。

毎年数百人ペースで弁理士が増加すれば、出願代理だけでは食えなくなる時代が近々来ます。しっかりと将来を見つめたい、後に続く人のために。

この委員会では、新規業務を取り込んだ形での弁理士の仕事のあり方についてメニュー的なものと提示すべく検討しています。また、税関実務や契約についての検討も継続しています。

4．意匠委員会

今年はラジカルです。意匠保護、デザイン保護とはそもそもどうあるべきか、というところから議論しています。特許庁も知的財産研究所に委託して意匠制度のあり方を根本から見直す作業に入っており、うまく符合しています。これに合わせ、初の試みとして、デザイナー団体（日本インダストリアルデザイナーズ協会）との意見交換会も設定しました。

この委員会は私の休憩場所です。担当副会長という立場を忘れて議論に参加しそうになり、困っています。

5．著作権委員会

この委員会の活潑なことにはびっくりしました。委員会の進行について委員間でメールが頻繁に回っています。委員会の伝統なのか委員長の力量なのか私には分かりませんが。

著作権は「コンテンツビジネスの振興」という形で知財戦略計画にも盛り込まれています。著作権は特許法よりも複雑で分かりにくい法律ではありますが、著作権委員会では著作権の解説記事をパテントに掲載したり、契約書のフォームを作成したり、判決を整理する作業を行っています。弁理士業務の拡張に有益な情報を発信できるものと思えます。

6．民間調査機関設立検討委員会

この委員会では、弁理士会が関与した形で特許調

査機関を設立できないか、という検討を行っています。知財戦略計画にも民間調査機関の育成という項目が掲げられています。弁理士会としては気持ちとしてはすぐにでも手を挙げたいところですが、事業として成り立つのか、という観点から見るとなかなか厳しいものがありそうです。今後、設立に必要な費用、運営費用、そしてマーケットの存在などを調査していくこととなります。

7．U-45委員会

若手の意見を聴きたい、若手に会務に参加してもらいたい、そして自分で考え外に向かって意見を言える人に若手が育って欲しい、という下坂会長の肝いりで発足したふたごの委員会 U-35と U-45。前者は35歳以下限定、後者は36～45歳限定です。そしてなぜか、U-35は最年長の副会長松尾さんが担当、後者は最年少の私。

この委員会では、「執行部の方針を考慮せずに自由に議論して意見を出してくれ」と言っています。ラジカルな議論が展開されており年度末に出される報告書が楽しみです。このような議論を毎年続け、報告を蓄積することが弁理士会が活性化する契機になるかもしれません。

8．むすび

弁理士法の改正により、弁理士は知的財産に関して訴訟代理を除いてトータルに扱えるようになりました。この枠組みをどのように利用するかは各自の考え次第です。自由業なのだからみんな自分のことは自分で始末しろ、というのもありだとは思いますが。しかし、日本弁理士会という強制加入の組織が存在し、安くない会費を徴収している以上、会員の将来を考えた会務運営をしなければならない。

そう思って動いているつもりなのですが、弁理士業務の拡大についてあまり反応が感じられないのは私の感度が鈍いのでしょうか。知的財産コンサルタントとして活躍している会員の方々、「パテント」などで積極的に仕事の仕方を開示していただけるよう、お願いします。